

3-1 土地利用分類・建物用途分類

■土地利用分類

土地利用分類			備考(対応する建物用途の分類)
自然的土地利用	農地	田	
		畠	
		耕作放棄地	
		農業施設用地	畜舎、温室、船小屋、農業用納屋、農林漁業用作業場
	山林	山林	社寺林、学校所有の森を含む
		河川・水路	
		湖沼	調整池、釣堀含む
	荒地・海浜・法面等	プール・貯水槽	
		荒地	碎石場、荒地(堤内)
		海浜等	遊水池、河川敷(未利用)(堤外)、海浜
	法面	法面	人工的な斜面
都市的土地利用	住宅系土地利用 (住宅系用地)	戸建住宅用地	
		集合住宅用地	
		店舗併用住宅用地	
		店舗併用集合住宅用地	
	商業系土地利用	作業所併用住宅用地	
		業務用地	
		商業用地	
	工業系土地利用	商業用地(複合系)	
		宿泊娯楽施設用地	キャンプ場(民間)を含む
	公共用地	工業用地	
		運輸倉庫用地	
	その他の建築用地	供給処理施設用地	送電線鉄塔用地、雨水調整池
		文教厚生用地	キャンプ場(公営)を含む
		防衛施設用地	
	都市的空地	公園	都市公園内の芝地、樹林地を含む市民の森は除外
		公園・ゴルフ場等	
		ゴルフ場	
		その他オープンスペース	児童広場、市民の森等の開放されている広場
		駐車場	
		未利用地	
		取壟・改变工事中	(建設中)建物のないもの、材料置き場(工事中)
		その他空地	企業・大学等のグラウンド(校舎等に隣接していないもの)住宅展示場 材料置き場(工場内は除く)
		自動車専用道路	
		道路	
	道路用地	駅前広場	
		その他	道路中央分離帯、管理用地等
	鉄道用地	鉄道用地	

注)分類項目は、本資料独自に設定したものです。

■建物用途分類

建物用途分類			事例
住宅系	住宅	専用住宅(民間、公務員住宅、公営住宅)	
	集合住宅	アパート、マンション、寄宿舎、寮、 公務員宿舎、県営住宅、市町村住宅(公団・公社等の専用住宅は除く)	
	店舗併用住宅	専用住宅と業務商業施設の併用	
	店舗併用集合住宅	(宿泊)	集合住宅と宿泊施設との併用
		(娯楽)	集合住宅と娯楽施設との併用
		(遊戯)	集合住宅と遊戯施設との併用
		(上記以外)	集合住宅と上記以外の業務・商業系用途との併用
	作業所併用住宅	住宅(専用・集合)と工業系用途の併用	
	業務施設	事務所、銀行、通信事業、報道関係	
	商業施設	(A)	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設
		(B)	食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設
		(C)	理容店、美容院、レンタル業、宴会場・結婚式場、その他のサービス施設
商業系	商業系用途複合施設	商業系用途の床面積が全体の3/4に満たないもの	
	宿泊施設	ホテル、旅館、保養所等宿泊施設	
	娯楽施設	(A)	劇場、映画館、演芸場、観覧場
		(B)	料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー等風俗営業法による風俗営業関連施設
		(C)	特殊浴場、サウナ、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ等風俗営業法による風俗営業関連施設
	遊戯施設	(A)	ボーリング場、スケート場、プール、パッティングセンター、ゴルフ練習場等
		(B)	麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックス 勝馬投票券販売所、競輪場、競艇場、競馬場
工業系	工場	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造原動力を使用する工場、ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんか、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵の具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付け、ドライクリーニング、自動車修理工場 印刷、木材、石材の引割、機械撚糸、魚肉の練製品セメント製品の製造、メッキ、合成樹脂の射出成形、原動機を使用しない工場	
	運輸倉庫施設	(A)	自動車車庫、駐輪施設
		(B)	鉄道施設(駅舎・電車車庫)、バスターミナル、飛行場 倉庫、港湾施設、荷捌き場、卸売市場
	処理施設	(A)	ガソリンスタンド
		(B)	消防法による設置許可が必要なもの
		(C)	廃棄物処理場、汚水処理場、火葬場、屠場、発電所、変電所、変圧所、浄水場
その他の建物	業務施設	国、県、市町村の事務所(公園等の管理事務所は除く)	
	公共・文教厚生施設	(A)	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂、博物館
		(B)	幼稚園、小中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、保育所(託児所)、障害者施設、老人福祉センター、デイケアセンター、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場、集会所
	防衛施設	自衛隊、米軍提供施設	
	農業施設	畜舎、温室、船小屋、農業用納屋、農林漁業用作業場	

注)分類項目は、本資料独自に設定したものです。